

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則をここに公布する。

平成15年9月5日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第86号

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通用区間)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。

- (1) 横浜市乗合自動車の横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）第2条第1項に規定する普通系統及び特殊系統の全区間
- (2) 横浜市高速鉄道の全区間
- (3) 株式会社横浜シーサイドラインが運行する金沢シーサイドラインの全区間
- (4) 次条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間（横浜市外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が運賃の特殊割増しを認可した運行系統
 - イ 定期観光運送（定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。）を目的として定めた運行系統
 - ウ 市内の停留所から羽田空港その他の空港までを結ぶ運行系統
 - エ 市内の停留所から道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を運行し、かつ、座席の定員を超えて旅客を運送しない運行系統（イ及びウに掲げる運行系統を除く。）

(民間運送事業者の範囲)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小田急バス株式会社
- (2) 神奈川中央交通株式会社
- (3) 株式会社江ノ電バス横浜
- (4) 株式会社フジエクスプレス
- (5) 株式会社横浜神奈交バス
- (6) 川崎鶴見臨港バス株式会社
- (7) 京浜急行バス株式会社
- (8) 相鉄バス株式会社
- (9) 大新東株式会社
- (10) 東急バス株式会社
- (11) 横浜京急バス株式会社
- (12) 横浜交通開発株式会社

(交通機関の利用が困難であると認められる状態)

第4条 条例第4条第3号に規定する規則で定める交通機関の利用が困難であると認められる状態とは、寝たきりの状態又はこれに準ずる状態とする。

(交付の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により敬老特別乗車証（以下「乗車証」という。）の交付を受けようとする者は、申請者の氏名及び住所その他市長が必要と認める事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める課税証明書又は申請者の課税内容等を市長が調査することについての同意書その他の書類を添付しなければならない。
(負担を要しない者)

第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める身体障害、知的障害又は精神障害を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級から4級までのいずれかに該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 条例第5条第3項に規定する規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (3) 児童福祉法第23条第1項の規定により、市長が母子生活支援施設における保護の実施をした者
- (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定により、児童扶養手当を受給している者
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法という。’)第14条第1項又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「中国残留邦人等支援法改正法」という。’)附則第4条第1項の支援給付を受けている世帯に属する者(中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項又は中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第1項の規定による生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準による額の算出に係る者に限る。)
- (6) 横浜市介護保険条例(平成12年3月横浜市条例第27号)第10条の規定による介護保険料の全部又は一部の免除(その者の収入及び資産が別に定める基準に該当することを理由とするものに限る。)を受けている者
- (7) 震災、風水害、火災その他の災害により住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けたと市長が認める者。ただし、市長が指定する乗車証の交付を受ける場合に限る。

(再交付)

第7条 乗車証は、再交付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(乗車証の返還)

第8条 乗車証の交付を受けた者は、条例第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該乗車証を市長に返還しなければならない。

(負担額の返還)

第9条 条例第7条の規定により負担額の返還を受けようとする者は、申請者の氏名及び住所その他市長が必要と認める事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券及び敬老特別乗車証交付規則の一部改正)

2 福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券及び敬老特別乗車証交付規則(昭和41年4月横浜市規則第38号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び敬老特別乗車証」を削る。

第1条中「、70歳以上の者」及び「又は敬老特別乗車証」を削る。

第2条第2項を削る。

第2条の2中「前条の」及び「又は敬老特別乗車証」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 京浜急行バス株式会社

第3条第3項を削る。

第4条第5項を削る。

第5条第1項中「前条第1項から第4項まで」を「前条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「又は敬老特別乗車証」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条第2項を削る。

第7条中「及び敬老特別乗車証」を削る。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同条第2項を削る。

第9条中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第1号様式中「(第4条第1項から第4項まで)」を「(第4条)」に、「福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券及び敬老特別乗車証交付規則」を「福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第3条第13号を追加する改正規定については、平成19年12月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第6条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る敬老特別乗車証の交付について適用し、同日前の申請に係る敬老特別乗車証の交付については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中、第3条の改正規定は公布の日から、第6条第2項に1号を加える改正規定は平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第6条第2項第7号の規定は、第6条第2項に1号を加える改正規定の施行の日以後に同号に規定する損害を受けた者について適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。